

# ささえ

浅田達雄さんを支援する会

〒700-0047 岡山市北区関西町3-11 みんなの会館  
【事務局】 障岡連事務局内 浅田達雄さんを支援する会  
TEL/FAX (086) 254-5866 (通話は金曜日 13:30~)

第83号

発行日：2018年3月30日  
発行責任者：吉野 一 正

カンパ振込口座

ゆうちょ口座：記号 15470  
番号 17910371  
口座名：浅田達雄さんを支援する会  
(ATM利用は手数料無料)

振替口座：01240-8-3168  
口座名：障害者の生活と権利を守る岡山県連絡協議会(通信欄に「浅田訴訟」と明記のこと)

# 岡山市、浅田訴訟を控訴！

## 重度障害者の生きる権利を圧殺！ 控訴の弁護士費用は、市民の税です！

浅田訴訟を支援して下さる個人・団体のみなさん

たくさんの方の「控訴するな」の打電、FAXありがとうございました。

判決時にも岡山市側の弁護士を含め、誰一人法廷に来ておらず、そして期限当日になって控訴するとは、私を悪者扱いにしたいという悪意しか感じられません。「控訴」という結果を聞いた直後、あまりの衝撃に息苦しさを感しました。不安になり簡易的ではありますが血圧を測定すると160/103mmHgという普段からは想像もできない数値になっていました。健康とは言い難い私の体調をさらに悪化させる決断を岡山市はしたのだと痛感しました。

地方自治体が一市民を控訴する意味は何でしょうか？市民の総意としての控訴なのでしょうか？

5年間の時間をかけて勝ち取った、生きる権利を再度取り上げることで岡山市は何か得るものはあるのでしょうか？私は悔しさと情けなさと、大きな失望を感じざるを得ません。再び、みなさんにもお力を借りるようになりました。一層頑張りますので、今後ともよろしく願いいたします。



岡山市は28日昼、14日の全面敗訴を恥ともせず、全国からの「控訴しないほしい」の240本に及ぶ要請FAX・打電を無視して控訴しました。

全国最低レベルの障害福祉行政施策を強行する市当局は、この敗訴を認めると障害者福祉行政の根底から改善を迫られるのを恐れたのか、それとも市長をはじめとする行政中枢の面子のためか、多分両方でしょう。

早速ですが、岡山市長に「控訴に抗議し、直ちに控訴を取り下げよ！」の打電・FAX要請文を岡山市長に送信していませんか？ 前回の「控訴断念を求める要請書」は、28日現で市長宛 233、議長 70、会派平均 54、共産党市議団 153本でした。今回は市長あてだけです。できるだけ早く送付してください。送信先：以下の文章をつけて 署名用紙の1 ロマンガ蘭にことばを添えて送付ください。

岡山市市長公室広報広聴課 様

FAX 付け書

別紙の市長宛てFAXによる要請書を市長にお渡しください。  
団体または個人の氏名

岡山市市長公室広報広聴課 FAX番号：086-803-1731

2018年 月 日

岡山市長

大森 雅夫 殿

住 所

団体名

氏 名

印

### 控訴に抗議し、直ちに控訴を取り下げをを求める要請書

#### 【要請趣旨】

貴職が3月14日の岡山地方裁判所で受けた浅田達雄さんに対する「岡山市介護給付費等不支給（却下）決定通知書」による処分は、原告浅田の主張「私に死ねという処分で違法」を認め法違反の処分であるという判決がくだされた。この判決はだれの目にも真っ当判決です。3月26日に岡山市議会の日本共産党市議団は全国から届いた「控訴させないようにご尽力を」を受けて、市長に申し入れをした際に、「岡山市が控訴して争う事情は存在しません」と控訴断念をもとめました。また、3月16日から28日までに240本に及ぶ市長宛てに全国から「控訴断念を求める」要請書が打電・FAXが届けられ、「浅田さんをこれ以上くるしめるな」と岡山市の障害者施策の酷さが知れ渡ってきていることを示しました。

こうしたことから、直ちに控訴を取り下げを求めます。

団体・個人からの願いをお書きください。

